

警報発令時等の緊急措置について

警報及び地震情報が出された時の取り扱いについては、下記の通りです。ご家庭におかれましては、ラジオ・テレビ等の情報をもとに、ご協力をお願いします。「メール連絡システム」でも連絡します。

記

1 児童の登校について

①「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている時

「和歌山市」^{※1}に警報が発令されている時は、児童を登校させないで、自宅で待機させて下さい。午前10時までには解除されない時は、臨時休業となります。翌日の学習の予定は通常の時間割とします。原則として通信連絡は流しません。

※1「和歌山県北部」や「紀北地方」の区分で警報が発令されている場合、「和歌山市」が対象となっているかご確認下さい。「和歌山市」が含まれていない場合は普通授業を行います。
--

②震度5弱以上の地震が発生し、津波等の危険が予測される時

震度5弱以上の地震が発生し、危険が予測される場合も、児童を登校させないで下さい。臨時休業となる場合もあります。

2 授業・給食について

①午前10時までには警報が解除された時は、登校させて下さい。但し自宅付近や通学路において登校が危険と判断される時は、自宅で待機させて下さい。

②午前6時に上記の警報が発令されている場合、給食はありません。児童は午前中で帰宅します。

③前日から台風の接近が予想される場合も、給食は中止になります。

3 その他

①児童が学校にいる時に上記の警報が発令されたり、地震が発生したりした場合は、児童の安全を最優先し、下校又は学校待機いずれかの判断を行います。

②学校等への電話でのお問合せはお控え下さいますよう、ご協力をお願いします。